

申請書類は最新の様式を使用してください。
(様式のダウンロードについては、1、2 ページ参照)

(用紙A4)

$$\begin{bmatrix} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 1 \end{bmatrix}$$

令和 年 月 日

不要な箇所を二重線で消す。

不要な箇所を二重線で消す。

(株) みやざき建設

押印不要

申請者 代表取締役 宮崎 太郎

-72-

毎年、任意の審査対象を選択できます。

経営状況分析結果通知書の項番
7112(自己資本)の数値を記入

項番
自己資本額 (千円) (1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算 (千円)
直前の
審査基準日 (千円)

数値がマイナスの場合は「△」か「-」を数字の前のマスに記入。
「基準決算」の場合: 計算式 → 右表の①の数字をそのまま記入
「2期平均」の場合: 計算式 → 右表の(①+②)÷2

(千円未満は切り捨て。ただし、マイナスの場合は、端数は数字の大きい方に切り上げ。)

利益額 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)
(2期平均) = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入。
計算式 → 右表の(①+②+③+④)÷2

(千円未満は切り捨て。ただし、マイナスの場合は、端数は数字の大きい方に切り上げ。)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額
①	2 3 4 5 6 7 (千円)	1 1 1 1 0 (千円)	③	1 2 3 4 5 6 (千円)	2 2 2 2 0 (千円)

技術職員名簿(別紙二)に記載した
審査基準日時点での技術者の総数

技術職員数 (人)

経営状況分析結果通知書の下部「参考値」に記載されている数値を記入。
※なお、決算期変更や法人成り等における実績の承継の際は、按分計算した数値を記入。

登録経営状況
分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称

(一財)建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた機関の登録番号、名称を記入
登録番号については、登録経営状況分析機関一覧(P74)を参照

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

記入不要

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
再審査を申請する場合、旧結果通知書の通知年月日、再審査を求める事項、再審査を求める理由を記載すること。	

連絡先は、この申請書を作成した者で、内容等について管理課からの質問等に答えることができる者を記入。

連絡先 総務部 氏名 宮崎 花子 電話番号 0985-26-7176

ファックス番号 0985-26-7312

余白に、連絡の繋がりがやすい携帯電話番号を記入。

※行政書士が代行申請する場合は、余白に行政書士職印を押印し(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)、①氏名 ②電話番号 ③FAX番号を記入。

経営状況分析結果通知書の見方

見 本

分析結果通知書の記載内容をもとに、経営規模等
評価申請書（様式第25号の14）を記入してく
ださい。

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関

登録番号

登録年月日 令和 年 月 日

確定申告等で税務署に提出した財務諸表に記載の、
「売上高」「営業利益」「自己資本（純資産合計）」
と一致しているか確認してください。

※一致していない場合は、分析機関による分析が正しく
行われていない可能性があります。
（その場合は分析のやり直しとなります）

この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注）「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領
にあります。

許可番号 ー 号
審査基準日 令和 年 月 日
電話番号 ー
処理の区分

登録経営状況分析機関一覧 機関代表者

印

登録番号	名 称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	104-0045	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	860-0078	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	320-0857	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	143-0015	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	802-0011	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

項 番

項番07に記入
※法人の場合のみ

資 本 金 (千円)

7 1 0 1 売上高に占める 5 %
完成工事高の割合

7 1 0 2 単 独 決 算 又 は 1 [1. 単独決算、2. 連結決算]
連 結 決 算 の 別

経営状況分析

7 1 0 3 純 支 払 利 息 比 率

7 1 0 4 負 債 回 転 期 間

7 1 0 5

この数字が総合評定値の基礎
であるY点となります

7 1 0 6

経営状況点数（A）＝

7 1 0 7 経営状況分析結果（Y）＝

基準決算が課税業者は税抜き、基準決算が免税業者は税込み
で作成されますので、「売上高」欄の数字の確認をしてください。
（税抜き税込みが間違っている場合は、分析のやり直しになります）

自 己 資 本 比 率

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー

利 益 剰 余 金

会社全体の売上

※財務諸表の「売上高」と一致します。
（完成工事高とは必ずしも一致しません）

7 1 0 8 固 定 資 産

7 1 0 9 流 動 負 債

7 1 1 0 固 定

7 1 1 1 利 益 剰 余 金

7 1 1 2 自 己 資 本 ①

7 1 1 3 総 資 本 （ 当 期 ）

7 1 1 4 総 資 本 （ 前 期 ）

参 考 値

営業利益（当期）

③

減価償却実施額（当期）

④

金 額（千円）

売 上 高

売 上 総 利 益

受 取 利 息 配 当 金

支 払 利 息

経 常 （ 事 業 主 ） 利 益

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー
（ 当 期 ）

営 業 キ ャ ッ シ ュ フ ロ ー
（ 前 期 ）

営業利益（前期）

⑤

減価償却実施額（前期）

⑥

項番18の右欄に記入

-75-

<業種コード>					
010	土木一式	140	しゅんせつ	270	消防施設
020	建築一式	150	板金	280	清掃施設
030	大工	160	ガラス	290	解体
040	左官	170	塗装		
050	とび・土工・コンクリート	180	防水		
060	石	190	内装仕上		
070	屋根	200	機械器具設置	011	PC 処理
080	電気	210	電気配線	051	法面処理
090	管	220	電気通信	111	鋼橋上部
100	タイル・れんが・ブロック	230	造園		
110	鋼構造物	240	さく井		
120	鉄筋	250	建具		
130	舗装	260	水道施設		

–76–

決算期変更の例（決算日を3月末から11月末に変更した場合）

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分	
項番	自 〇 月 〇 日 至 〇 月 〇 日	自 〇 月 〇 日 至 〇 月 〇 日	(1. 2年平均) (2. 3年平均)		
3 1	自 0 5 年 1 2 月 至 0 7 年 1 1 月	自 0 7 年 1 2 月 至 0 8 年 1 1 月	2		
審査対象事業年度の 07 年 4 月 ~ 07 年 11 月 前審査対象事業年度の 06 年 12 月 ~ 07 年 3 月 審査対象事業年度の 06 年 4 月 ~ 06 年 11 月 前々審査対象事業年度の 05 年 12 月 ~ 06 年 3 月		08 年 4 月 ~ 08 年 11 月 07 年 12 月 ~ 08 年 3 月			
業 種 コード	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	
3 2 0 1 0	4 8 9 3 3 3	(265,333+155,000) + (310,000+248,333) ÷ 2	5 7 8 1 9 9	5 7 8 1 9 9	
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	合算		
土木一式 工事	審査対象事業年度の 398,000×8/12=265,333 前審査対象事業年度の 465,000×4/12=155,000 審査対象事業年度の 465,000×8/12=310,000 前々審査対象事業年度の 745,000×4/12=248,333	審査対象事業年度の 398,000×8/12=265,333 前審査対象事業年度の 465,000×4/12=155,000 審査対象事業年度の 465,000×8/12=310,000 前々審査対象事業年度の 745,000×4/12=248,333	445,533 × 8/8=445,533 398,000 × 4/12=132,666		
3 2 0 1 1					
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	「0」でも必ず記入！		
PC 工事	0	0			
3 2					
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表			
工事					
3 2					
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表			
工事					
3 3	その他				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表			
その他 工事					
3 4	合 計				

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

別紙三

履行証明書が発行される場合のみ、「1. 有」となる。

(用紙A4)

「退職一時金制度」若しくは「企業年金制度」のうち制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

法定外労働災害補償制度加入の有無

若年技術職員の継続的な育成及び確保

(B/A)が15%以上の場合は「1」、未満の場合は「2」

新規若年技術職員の育成及び確保

(C/A)が1%以上の場合は「1」、未満の場合は「2」

保険証券に、①通勤災害 ②障害等級の1～7級 ③下請負人、の全てを補償の対象としていることが明記されているかを確認してください。
明記されていない場合には、各保険会社の宮崎支店長以上の方が証明者となる証明書(上記①～③の全て補償の対象としていること)を持参してください。

別紙二「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載したCPD単位取得数の総合計を記入してください。
(様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」のCPD単位総計と一致します。)

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)

主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、1級又は2級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日より前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)の総数を記入してください。
(別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員の数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者の数の合計と原則一致します。)

審査基準日より前3年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者)であって、審査基準日より前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)の数から、施工の管理のみに従事した者の数を減じた数を記入してください。
(様式第5号「技能者名簿」の技能者の総数と一致します。)

審査基準日の3年前の日に能力評価基準により受けた評価の区分が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入してください。
(様式第5号「技能者名簿」の技能者の総数と一致します。)

審査基準日より前3年間に、能力評価基準による評価の区分が、審査基準日の3年前の日に以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった技能者の数を記入してください。
なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含みます。
(様式第5号「技能者名簿」のレベル向上の有無の「○」の数と一致します。)

CPD単位取得数

技能レベル向上者数

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

建設業の営業継続の状況

営業年数

民事再生

審査基準日より前1年間に
① 発注者から直接請け負った審査対象工事があること
② 審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置を実施していること
※審査対象工事を1件も直接請け負っていない場合は対象外となります。

審査基準日時点で
① 自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っていること
② 自主宣言制度で宣言した取組について取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出していること

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

指示処分の有無

建設業の経理の状況

監査の受審状況

公認会計士等の数

二級登録経理試験合格者等の数

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

ISO9001の登録の有無

ISO14001の登録の有無

審査基準日時点での認証・登録の有無を記入してください。
※有の場合、以下の①②を満たすことが必要
①活動内容に建設業が含まれていること
②建設業法上の全ての営業所が認証範囲に含まれていること

※審査基準日が令和8年5月31日の場合

5

技術職員名簿

審査基準年に新たに技術職員になった者に○を付けてください。

満年齢が上がるのは誕生日の前日であることから、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。

項番
8 1 0 0 1 頁

有資格者区分コードは、P102～P105を参照ください。

1級の技術者が監理技術者資格者証を持っている場合のみ記入してください(持っていない者は空欄)。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格者区分コード	講習受講	業種コード	有資格者区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	宮崎 建太郎	平成4年1月2日	34	8 2	0 1 1 1 3 1	1	2 9 1 1 3 1	1	1	123456789	(1) 22
2	○	宮崎 建次郎	昭和61年1月3日	40	8 2	0 1 2 1 4 2	2	2 9 2 1 4 2	2	2		(2) 24
3		宮崎 建三郎	平成2年1月2日	36	8 2	0 2 1 3 7 1	1	2 9 0 6 0 2	2	2	567567567	30
4		都城 建四郎	昭和61年1月1日	40	8 2	0 2 1 3 7 1	1	2 9 0 6 0 2	2	2	543254321	(3) 24
5		小林 建五郎	昭和59年12月31日	41	8 2	0 1 2 1 4 2	1	2 0 5 2 1 4 2	2	2		(4) 24
6		高岡 建六郎	昭和33年1月5日	68	8 2	0 1 2 1 4 2	2	0 2 2 2 1 2	2	2		
7		西都 建七郎	昭和32年1月6日	69	8 2	0 5 2 1 4 2	2	0 2 1 3 7 1	1	1	987654321	
8		高鍋 建八郎	昭和31年1月7日	70	8 2	0 1 2 1 4 2	2	0 5 2 1 4 2	2	2		
9	○	日向 建九郎	昭和29年1月8日	72	8 2	0 5 0 0 2 2	2	2 9 0 6 0 2	2	2		
10		日南 貴	昭和54年4月24日	47	8 2							
11		延岡 悟	昭和24年7月13日	78	8 2							
12		串間 あや	平成4年3月3日	78	8 2							
13					8 2							
14												
15												
16												

できるだけ、「社会保険標準報酬決定通知書」の記載順に記入してください。

技術職員1人につき2業種のみ申請可能。ただし、同じ業種を担当する資格を複数持っている場合は、有資格者区分コード表を参照の上、1番点数の高い資格を選択してください。

2業種の考え方

- ・1資格から2業種選択でもOK
例: 土木施工管理技士 → 土木一式・とび土工
この場合、同じ有資格者区分コードを2箇所に記入
- ・2資格から1業種ずつでもOK
例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士 → 土木一式・建築一式

【業種コード】

- 01 土木一式
- 02 建築一式
- 03 大工
- 04 左官
- 05 とび・土工・コンクリート
- 06 石
- 07 屋根
- 08 電気
- 09 管
- 10 タイル・れんが・ブロック
- 11 鋼構造物
- 12 鉄筋
- 13 舗装
- 14 しゅんせつ
- 15 板金
- 16 ガラス
- 17 塗装
- 18 防水
- 19 内装仕上
- 20 機械器具設置
- 21 熱絶縁
- 22 電気通信
- 23 造園
- 24 さく井
- 25 建具
- 26 水道施設
- 27 消防施設
- 28 清掃施設
- 29 解体

この3つの項目で1組です。この左側3項目は、すべての技術者について記入が必要です。

この右側3項目は、2業種記入する技術者のみ記入してください。

1つの資格から2業種選択は可。

複数の業種に対応している資格は、受審している業種から選択してください。

受審していない業種に対応する資格コードは記載しないでください。

※注意！！

CPD単位の算出の仕方は次頁を参照。

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入してください。

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること。(1級資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付をうけていること。
- ③ 法第26条の5から第26条の7の規定による講習を、講習修了した日が審査基準日以前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること。

(例) 講習終了した日(R3.3.20)の翌年(R4.1.1)から5年(R8.12.31)以内に審査基準日があれば対象となります。

講習修了日 R3.3.20 R4.1.1 R8.12.31 審査基準日 (R8.5.31)

【 C P D単位の算出の仕方 】

技術者が取得したC P D単位 = C P D認定団体によって修得を認定された単位数 × 30 ÷ 下記（A）の数値
（1人当たり30単位が上限）

【注意点！】

1. 審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数を評価の対象とする。
2. 計算の結果、30を越える場合は、30とする。（1人当たり30単位が上限）
3. 計算の結果、小数点以下の端数がある場合は、切り捨てる。
4. 1人の技術者につき、2以上のC P D認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのC P D認定団体において修得を認定された単位をもとにC P D単位取得数を算出する。

C P D認定団体

C P D認定団体	修得を認定された単位数を除す数値（A）
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50

（注）上記認定団体以外により認定された単位は対象となりません。

C P D認定団体	修得を認定された単位数を除す数値（A）
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(1) 【宮崎 建太郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 15
- ③ ①の団体に設定された除する数値（上表参照） : 20
- ④ 算出の仕方

$$15 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 20 = \underline{22.5} \text{単位}$$
 (小数点切り捨て)

(3) 【都城 建四郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (公社)日本建築士会連合会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値（上表参照） : 12
- ④ 算出の仕方

$$20 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 12 = \underline{49.9} \text{単位}$$
 → 1人当たり30単位が上限のため、**30単位**

(2) 【宮崎 建三郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)建設業振興基金
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 10
- ③ ①の団体に設定された除する数値（上表参照） : 12
- ④ 算出の仕方

$$10 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 12 = \underline{25} \text{単位}$$
 (小数点切り捨て)

(4) 【西都 建七郎】の場合

- ① CPD認定団体 : (一社)全日本建設技術協会
- ② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 20
- ③ ①の団体に設定された除する数値（上表参照） : 25
- ④ 算出の仕方

$$20 \times 30 (\text{※30は既定値}) \div 25 = \underline{24} \text{単位}$$

技術職員名簿（雇用期間・監理技術者確認用）

※審査基準日が
令和8年3月31日の場合技術職員名簿（別紙二）と同じ順番ですべて記載してください。
（監理技術者のみを記入するものではありません。）

001 頁

<注意！>

講習修了証の有効期間（終期）は、
講習修了日の翌年から5年間で

※有効期間の終期は全て12月31日となります。

通番	氏名	雇用開始年月日	監理技術者	
			資格者証有効期間	講習修了証有効期間
1	宮崎 建太郎	H28. 3. 1	R6. 1. 1 ~ R11. 12. 31	R6. 2. 2 ~ R11. 12. 31
2	宮崎 建次郎	H28. 3. 1	~	~
3	宮崎 建三郎	H24. 1. 1	R5. 1. 1 ~ R9. 12. 31	R4. 3. 3 ~ R9. 12. 31
4	都城 建四郎	H26. 1. 1	R4. 7. 1 ~ R9. 6. 30	R4. 4. 4 ~ R9. 12. 31
5	小林 建五郎	H14. 1. 1	~	~
6	高岡 建六郎	H11. 1. 1	~	~
7	西都 建七郎	H18. 1. 1	R6. 1. 1 ~ R11. 12. 31	R5. 5. 5 ~ R10. 12. 31
8	高鍋 建八郎	H19. 1. 1	審査基準日を跨ぐ有効期間を記入してください。 （持っていない者は空欄）	
9	日向 建九郎	H29. 10. 10	~	~
10	日南 貴	H28. 5. 15	~	~
11	延岡 悟	H29. 10. 10	~	~
12	串間 あや	R4. 4. 1	評価対象となる技術者は、審査基準日前に 6か月を超えて（6か月と1日前から）、 雇用されている方に限られます	
13	雇用保険被保険者資格取得確認通知書の「資格取得年月日」を記入してください。なお、役員等の雇用保険適用除外者については、商業登記簿に記載された就任日を記入してください。		審査基準日	申請日
14			直前6か月超（6か月1日前）	
15			この期間、継続して雇用されていることが必要 （審査基準日（決算日）が令和8年3月31日の場合、 令和7年9月30日以前から継続して雇用されていること）	
16				
17				
18				
19				
20	資格者証有効期間（始期）（終期）		~	~
氏名 建設 太郎 住所 東京都千代田区二番町3番地 初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日 交付番号 第 000000000000号 監理技術者資格者証 令和10年 7月 2日 まで有効 国土交通大臣指定資格者証交付機関 一般財団法人 建設業技術者センター理事長 所属建設業者（株）〇×建設 有する資格 一土施 一建施 建設業の種類 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗道板ガ塗防内機絶通園井具水消消解 有・無 111111100111111111111110100011001 見本 監理技術者講習修了履歴 修了番号: 第1234-1234567890号 修了年月日 令和 5年 5月 3日 氏名: 建設 太郎 生年月日: 昭和45年 9月 3日 講習実施機関名: (一財)〇〇×× 資格者証備考 更新は期限の30日前(追加は期限の45日前)までに申請を 見本				
28			講習修了証有効期間（始期）	
29	この欄の29業種の略号の下に「1」と記入されている業種のみが、別紙2で記入できる業種コードになります。		~	~
30			~	~

(記載例 その1)

実務経験者名簿 (経営事項審査用)								
宮崎県知事 許可 (第 44923 号)				商号・名称 ((株)みやざき建設)				
技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間 (月数)		実務経験月数
〇〇 〇〇	S20.12.19	(土)	イ ロ ハ	〇〇大学 土木工学科	株〇〇建設	S R 12 年 1 月 ~ S R 18 年 12 月	84 ヶ月	67 ヶ月
△△ △△	S32.5.19	(建)	イ ロ ハ		△△工務店	S H 60 年 1 月 ~ S R 10 年 12 月	168 ヶ月	134 ヶ月
□□ □□	S40.6.26	(管)	イ ロ ハ	2級配管技能士	□□設備街	H 8 年 1 月 ~ H 11 年 12 月	48 ヶ月	40 ヶ月

「〇」で囲むか、不要なものを消してください。

(記載例 その2)

必要な実務経験年数のために勤務先が複数にまたがる場合

技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間 (月数)		実務経験月数
〇〇 〇〇	S20.10.12	(土)	イ ロ ハ		株〇〇建設	S R 13 年 1 月 ~ S R 18 年 12 月	72 ヶ月	50 ヶ月
〃	〃	〃	イ ロ ハ		街▽▽土木	S H 60 年 1 月 ~ S R 5 年 12 月	108 ヶ月	86 ヶ月

必要な実務年数に達するまで職歴を追加してください。
職歴のうち、新しい方を上段に記載してください。

(記載例 その3)

複数の業種の実務経験期間が重複する場合

技術者氏名	生年月日	業種	区分 7条2号	卒業学校・学科 又は 資格・免許の名称	勤務先	在籍期間 (月数)		実務経験月数
〇〇 〇〇	S20.10.12	(土)	イ ロ ハ		株〇〇建設	S H 47 年 1 月 ~ S R 18 年 12 月	420 ヶ月	180 ヶ月
〃	〃	(と)	イ ロ ハ		株〇〇建設	S H 47 年 1 月 ~ S R 18 年 12 月	420 ヶ月	120 ヶ月

重複する期間は、いずれか1業種にのみ
月数を計上し、月数合計が経験期間の実
月数を超えないこと。

在籍期間の月数 ≥ 実務月数の合計
(上記記載例の場合)

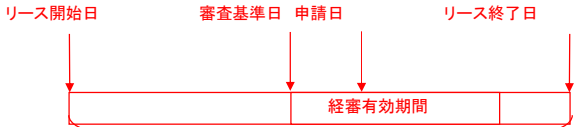
420ヶ月 ≥ 300ヶ月

建設機械の保有状況

所有またはリースいずれかに「○」をつけてください。(保有形態の変更に注意してください)

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース	取得日又はリース期間	検査実施年月日 又は 有効期間
1	ショベル系掘削機	***	U-40-8 10188	所 リ	H7. 6. 20 ~	R7. 8. 3
2	ショベル系掘削機	★★★★	U-18 10876	所 リ	H22. 8. 1 ~	R7. 12. 9
3	不整地運搬車	○○○	CD-110R 10745	所 リ	R6. 8. 1 ~ R11. 7. 31	R7. 2. 16
4	移動式クレーン	▲▲▲	R K70 123456	所 リ	H28. 8. 1 ~	R6. 10. 1~R8. 9. 30
5	トラクターショベル	◇◇◇	P C120 R4567	所 リ	R6. 8. 1 ~ R11. 7. 31	R7. 12. 9
6	ダンプ車	◎◎◎	D B A80 12223345	所 リ	H24. 8. 1 ~	R9. 1. 5
7	締固め用機械	■ ■ ■	A B C 55678988	所 リ	H25. 8. 1 ~	R7. 10. 24
8	解体用機械	● ● ●	D E F 10203040	所 リ	H25. 10. 1 ~	R7. 10. 24
9	高所作業車	□ □ □	G H I 13579246	所 リ	H25. 10. 1 ~	R7. 10. 24
次頁の表中の6種類の建設機械の種類のいずれかの文言のみ記入してください。		型式と製造番号(車体番号)の両方を記入してください。		所 リ	~	
				所 リ		

リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間(審査基準日から1年7か月)を含んでいる場合のみ評価対象となります。



所有の場合は取得日、リースの場合はリース期間の始期と終期を記入してください。(日付は年月日を記入)

※申請の都度、リース期間等を確認してください。

リース期間が経審の有効期間(審査基準日以降1年7か月間)を含んでいる必要があります。

ただし、有効期間内にリース期間が終了するものであっても、リース会社との覚書等の書面で審査基準日から1年7か月以上リースされることが確認できた場合は評価対象とします。

※自動更新条項があっても、更新されることが書面等で確認できない場合は評価対象とはなりません。

- 建設機械の種類に応じて、以下の年月日を記入してください。
- ・ショベル系掘削機
 - ・ブルドーザー
 - ・トラクターショベル
 - ・モーターグレーダー
 - ・締固め用機械
 - ・解体用機械
 - ・高所作業車
→審査基準日を含む直前1年間に実施した特定自主検査年月日
 - ・不整地運搬車(R8.7~)
→審査基準日を含む直前2年間に実施した特定自主検査年月日
 - ・移動式クレーン
→有効期間の始期と終期
 - ・ダンプ車
 - ・アスファルト・フィニッシャ(R8.7~)
→有効期間の満了する日

エコアクション21・ISOの取得状況

	認証を受けた業種	有効期間
エコアクション21	〇〇工事	R5. 8. 1 ~ R8. 7. 31
ISO9001	〇〇工事、〇〇工事	R5. 8. 1 ~ R8. 7. 31
ISO14001	〇〇工事	R5. 9. 1 ~ R8. 8. 31

登録証に記載されている建設業の種類をすべて記入してください。

審査基準日を跨ぐ有効期間の始期と終期を記入してください。

<注意！>別紙二「技術職員名簿」に記載した技術者は記入しないでください。

(用紙A4)
令和 年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	五ヶ瀬 太郎	S54.1.1	15
2	日之影 次郎	審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数から算出した数値	19
3	高千穂 三郎		30
4			
5			
6			

< この様式の記入対象となる者 >

以下の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも満たす者を記入します。

※ 該当者がいない場合又はCPD単位取得者もしレベル向上者ともに0人の場合は、当様式は作成不要です。

(Ⅰ) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間に特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)
(Ⅱ) 審査基準日における許可を受けた建設業の主任技術者又は監理技術者の要件を満たす技術者(登録基幹技能者を含む。)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者であって、別紙二「技術職員名簿」に記載していない者

20			64
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			100
CPD単位総計(①+②)			164

記載要領

1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一般若しくは別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。

2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定されたCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値を除き、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

→ 別紙三の項番46の「CPD単位取得数」と一致します。

CPD認定団体	修得を認定された単位数を算出数値(A)	CPD認定団体	修得を認定された単位数を算出数値(A)
公益社団法人空室調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農林工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20	一般社団法人建築設備協会	12
公益社団法人全国上下水道コンクリート協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技術者協会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術者協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地盤技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

技術者が取得したCPD単位 = CPD認定団体によって修得を認定された単位数 × 30 ÷ 下記(A)の数値
(1人当たり30単位が上限)

【五ヶ瀬 太郎】

- ① CPD認定団体 : (一社)全国土木施工管理技術士会連合会
② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 10
③ ①の団体に設定された除した除する数値(上表参照) : 20
④ 算出の仕方
 $10 \times 30 (\text{※}30 \text{は既定値}) \div 20 = 15 \text{単位}$

【日之影 次郎】

- ① CPD認定団体 : (公社)日本建築士会連合会
② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 8
③ ①の団体に設定された除した除する数値(上表参照) : 12
④ 算出の仕方
 $8 \times 30 (\text{※}30 \text{は既定値}) \div 12 = 19 \text{単位}$
(小数点切り捨て)

【高千穂 三郎】

- ① CPD認定団体 : (公社)土木学会
② ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 70
③ ①の団体に設定された除した除する数値(上表参照) : 50
④ 算出の仕方
 $70 \times 30 (\text{※}30 \text{は既定値}) \div 50 = 42 \text{単位}$
→ 1人当たり30単位が上限のため、30単位

(用紙A4)
令和 年 月 日

審査基準日以前に受けた最新の評価日を記入
します。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	宮崎 建次郎	S59.1.3			
2	小林 建五郎	S57.12.31			
3	高岡 建六郎	S31.1.5			
4	西都 建七郎	S30.1.6	H31.4.1		○
5	高鍋 建八郎	S29.1.7	R7.4.1	○	
6	日向 建九郎	S28.1.8	R6.10.1	○	
7	美郷 四郎	S35.4.30	R6.4.1	○	
8	椎葉 五郎	S40.5.2			

左記に記入した技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者に“○”を付けます。

左記に記入した技能者のうち、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者に“○”を付けます。
なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者もレベル向上者に含みます。

＜ この様式の記入対象となる者 ＞

以下の（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも満たす者を記入します。

※ 該当者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者ともに0人の場合は、当様式は作成不要です。

（Ⅰ）審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（役員、個人事業主を含む）

（Ⅱ）審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者）。ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者を除く。

※施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した者であっても、上記（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも満たす場合は対象となります。（施工体制台帳の作業員名簿に登録された者のみに限定されるわけではありません。）

合計	8 (〇)	3 (〇)	1 (〇)
----	-------	-------	-------

記載要領

1 「別紙三の項番4 7の「技能者数」と一致します。」
→ 別紙三の項番4 7の「技能者数」と一致します。

2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

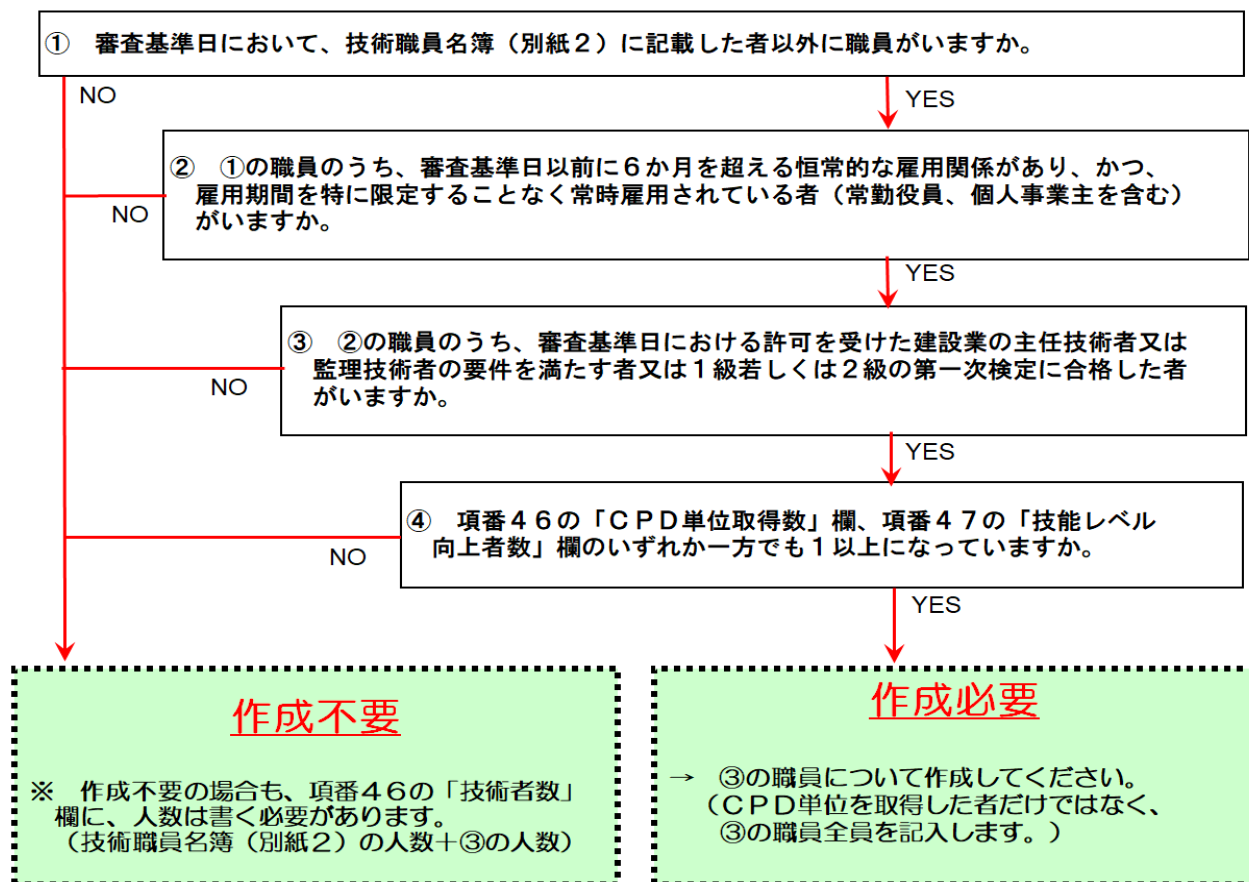
3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。

4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

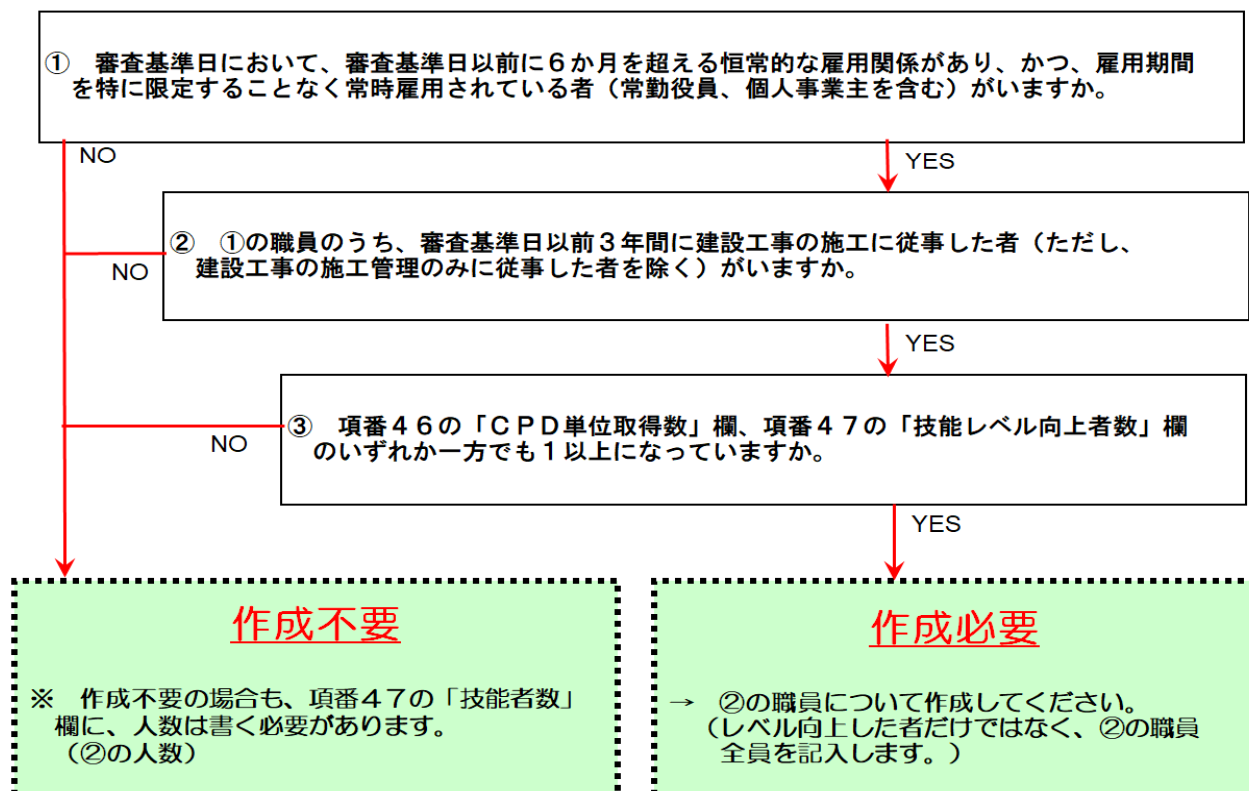
5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

→ 別紙三の項番4 7の「控除対象者数」と一致します。

＜ CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)の作成の要否 ＞



＜ 技能者名簿(様式第5号)の作成の要否 ＞



＜技術職員＞ （別紙2「技術職員名簿」関係）

受審する業種に関して、主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、監理技術者を補佐する資格を有する者、レベル3・4技能者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

＜技術者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番46関係）

主任技術者になる資格を有する者、監理技術者になる資格を有する者、1級又は2級の第一次検定に合格した者（1級又は2級技士補）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

＜技能者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合は、建設工事に従事する者として氏名が記載される者）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（常勤役員、個人事業主を含む）

ただし、施工の管理のみに従事した者を除く。

※ 施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した者であっても対象となる。
（施工体制台帳の作業員名簿に登載された者のみに限定されない。）

＜技能レベル向上者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

技能者のうち、審査基準日以前3年間に、能力評価基準による評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位となった者。

なお、能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査されるため、初めて評価を受け、レベル2以上に認定された者も技能レベル向上者に含む。

＜控除対象者＞ （別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番47関係）

技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により受けた評価の区分が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

不要な箇所を二重線で消す。

~~地方整備局長~~

北海道開発局長

宮崎県 知事 殿

RO 年 ○ 月 ○ 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

00000123456789

住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号

商号又は氏名 (株)みやざき建設

代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎

該当する数字を記入。

申請区分 ☒ 1 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

措置実施工事とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含む。

許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、申請区分が「1」の場合は日本国内における全ての工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。

※ 該当がない場合は「0」を記載。

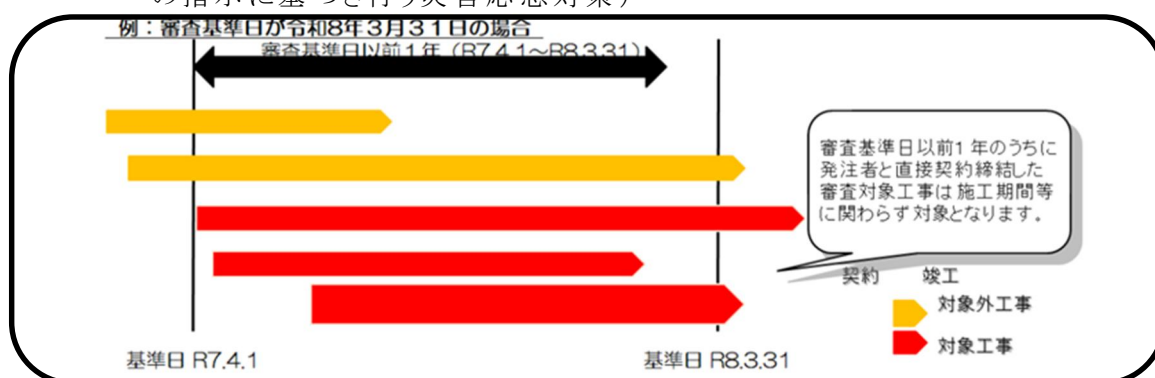
【補足】

加点して審査するのは、以下①②のいずれも満たしている場合です。

- ① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合。

① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事

- ・「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうちに発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した」ことを指します。
- ・審査対象工事とは、(1)～(3)を除く工事です。
 - (1) 日本国外で施行する工事
 - (2) 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事
 - ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
 - (3) 防災協定又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定に基づく災害応急対策（若しくは、既に締結されている建設工事の請負契約において、発注者の指示に基づき行う災害応急対策）



② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出

- ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、(1)及び(2)を整備することをいいます。
 - (1) 建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）における現場契約情報の作成及び登録を実施
 - CCUSにおける現場契約情報の作成及び登録は、次の内容（＝現場情報）の登録を行ってください。
 - ・現場名組織情報 ・現場連絡先 ・現場事務所住所、電話番号など
 - ・就業履歴蓄積期間 ・発注区分 ・有害物質の取扱の有無
 - ※上記の他、施行体制や施工体制技能者情報等についても可能な限り登録してください。
 - 現場契約情報の登録は、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施をお願いします。
- (2) 建設工事に従事する者が CCUS へ直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制を整備

加点について

加点要件	評点	
	～R8.6.30	R8.7.1～
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15	10
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10	5

- 民間を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合とは
 - ・民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している場合
 - ・公共工事を全く受注していない場合は、民間工事の全てで該当措置を実施している場合
 - ・民間工事を全く受注していない（公共工事しか受注がない）場合で、全ての公共工事で該当措置を実施している場合
 - 全ての公共建設工事で該当措置を実施した場合とは
 - ・民間工事と公共工事のうち、全ての公共工事において該当措置を実施している場合
- （注）上記①②に該当しない場合や、審査対象工事を1件も直接請け負っていない（元請はなく、全て下請け工事）場合は、非該当となります。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日
付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（~~行う~~/行っている）ことを誓約しま
す。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一
般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を
行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

不要な箇所を二重線で消す。

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

宮崎県 知事 殿

「A. 取り組みを行う」について、審査基準
日時点で取組開始日が到来していない者
において、取組開始日以降は当該自主宣
言の取り組みを行う場合を指す。
「B. 取り組みを行っている」について、審
査基準日時点で取組開始日が到来してい
る者において、当該自主宣言の取り組み
を行っている場合を指す。

年 月 日

住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
商号又は氏名 (株)みやざき建設
代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎

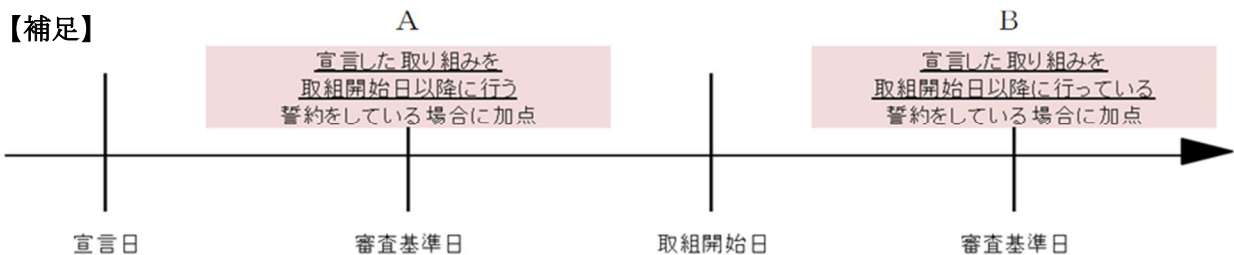
該当する英字を記入。

受審している経営事項審査の審査基準日及び
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制
度」で設定している取組開始日を記入すること。

申請区分 ☐ B (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年1月22日

【補足】



〈様式〉

「資本性借入金」該当証明書

・証明者は公認会計士・税理士・建設業計
理士1級のいずれかであること
・証明者の在籍先(社内・社外)はどちらで
も可

令和〇年〇月〇日

所有資格 建設業計理士1級
商号又は名称 株式会社みやざき建設
氏名 〇〇 〇〇

株式会社みやざき建設において、令和〇年〇月〇日時点の借入残高のうち、〇〇〇,
〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】にあることを証明します。

・全ての要件に該当していること
・契約書上で要件に該当することが確認できる箇所を記載する

要件		
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		××銀行
借入金額		50,000,000 円
借入期間		〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
当期決算日における残存年数		2年以上3年未満
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (〇年〇月〇日)	20,000,000 円
	前期決算日 (〇年〇月〇日)	30,000,000 円

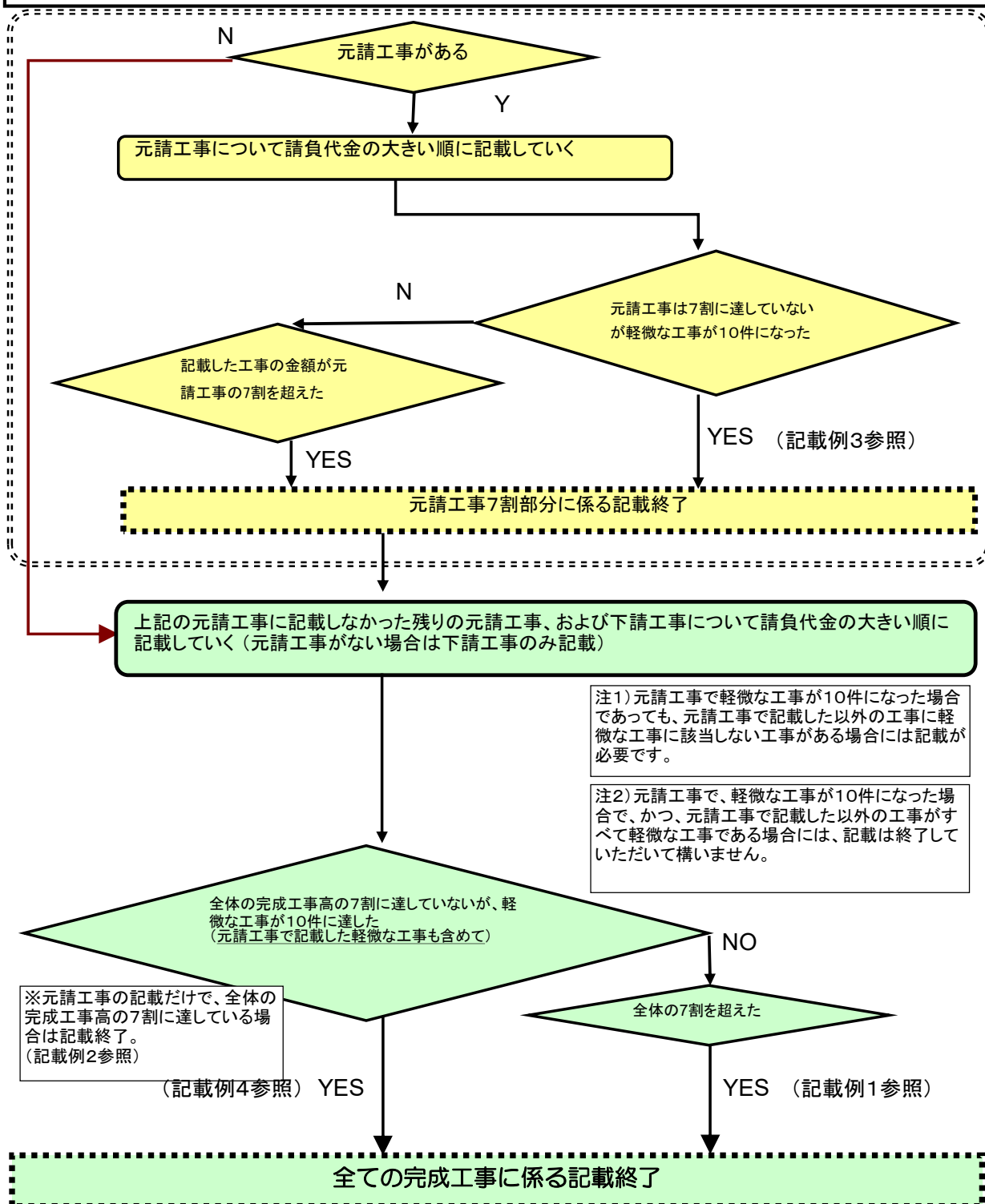
*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

経営規模等評価申請書の自己資本額が、貸借対照表上の
純資産の額と当該証明書の自己資本と扱う額との合算値と
なる

工事経歴書(第2号様式)の記載要領(経審受審業者の場合)

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで、金額の大きい順に記載します。
- ②続けて、①で記載をしなかった残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで金額の大きい順に記載します。

※ただし、①②ともに、軽微な工事(500万円未満の工事。建築一式のみは1,500万円未満。)の10件を超える部分については記載する必要はありません。また、①と②の軽微な工事を合わせて10件を超えた場合は、記載を終了して構いません。



確認！

経営事項審査を受審する方にあつては、工事経歴書の合計欄の完成工事高と元請完成工事高が、申請書別表一の各業種ごとの数値と一致していますか？

<完成工事の仕分けの仕方>

① まず、会社全体の売上の整理を行います。

② 次に、会社全体の売上から完成工事高（建設工事）を抜き出します。

③ 建設工事を29業種の業種ごとに仕分けます。

④ 29業種の業種ごとに、以下の作業（④～⑥）を行い仕分けをします。

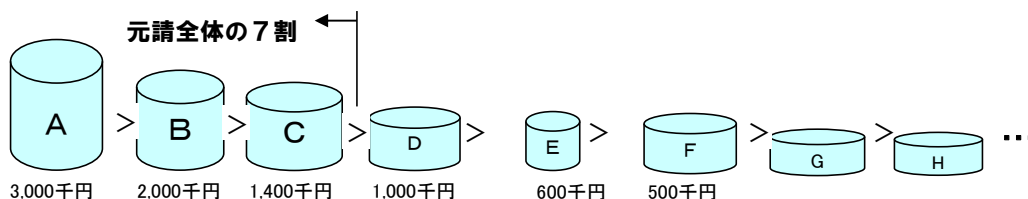
当該業種の
すべての工事(合計51,300千円)

【うち】
元請工事：A～H
 (合計 9,000千円)
下請工事：a～k
 (合計 42,300千円)

すべての工事を、
1件1件仕分ける

ここには、委託業務等の兼業売上は含まれません。

⑤ すべての元請工事を取り出します。



① 元請工事を**金額の大きい順**に記載していきます。

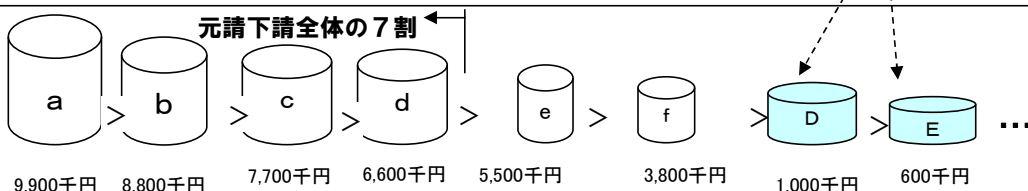
② この金額が、**すべての元請工事の額の7割**(9,000千円×7割=6,300千円)を超えるまで記載します。
A+B+C=6,400千円(>6,300千円)であるので、その段階で元請工事の記載は終了します。

注1) 仮に、元請工事の7割を記載した結果、すべての完成工事の額の7割を超えた場合は、記載は終了して構いません。

注2) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円未満の工事が10件以上になったときには、元請工事額の7割の達していなくても、元請工事の記載については、ここで終了してください。

元請工事で記載しなかった工事（上記D～H）も含めた残ります。下請工事のみではありません。

⑥ 最後に、残りの工事（元請工事も含む）を集めます。



① 残りの工事（元請工事も含む）を**金額の大きい順**に記載していきます。

② 先ほど記載した元請工事の額を含め、記載した工事の金額の累計が、**すべての完成工事の額の7割**(51,300千円×7割=35,910千円)を超えるまで記載します。
A+B+C+a+b+c+d=39,400千円(>35,910千円)であるので、その段階ですべての記載は終了です。

注) ただし、金額の大きい順に記載していくうちに、5,000千円以上の工事を全て記載し、かつ、5,000千円未満の工事が（元請工事で記載した工事も含めて）10件以上になったときには、すべての完成工事の額の7割に達していなくても、記載は終了してください。

工事経歴書
とび・土工・
コンクリート 工事（税込・税抜）

* 記載例2 工事経歴書記載例
(元請工事だけで完成工事高の7割に達した場合)

(建設工事の種類)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者 氏 名	請負代金の額	工 期
国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け 工事	宮崎県宮崎市	小林 建五郎	9,000 千円	令和 年 1 月 令和 年 11 月
関東建設	"		大淀川改修工事の内掘削工事	宮崎県国富町		6,800 千円	令和 年 5 月
北陸産業	"		ビル新築工事の内 外構工事	"			令和 年 3 月
東北木市	"		市道改修工事	宮崎県宮崎市	西都 建七郎	5,000 千円	令和 年 2 月 令和 年 3 月
中部不動産	"		マンション改築工事の内 足場仮設工事	"	高鍋 建八郎	4,000 千円	令和 年 2 月 令和 年 2 月
近畿（有）	"		アパート新築工事の内 くい打工事	"	日向 建九郎	2,900 千円	令和 年 10 月 令和 年 11 月
中国	"		一般道地盤改良工事	"	小林 建五郎	2,000 千円	令和 年 9 月 令和 年 9 月
四国	"		一般道改良工事の内 カッター工事	"	西都 建七郎	1,850 千円	令和 年 2 月 令和 年 3 月
九州（株）	"		アパート入口コンクリート工事	宮崎県新富町	高鍋 建八郎	1,700 千円	令和 年 2 月 令和 年 3 月
J 氏	"		J 邸新築工事の内 基礎工事				
S 氏	"		S 邸手すり据え付け工事				

該当するものに○をつけてください。
※課税事業者は「税抜」で、免税事業者は「税込」で作成してください

個人の氏名が特定されないよう、注文者「J」、工事名「J邸〇〇工事」等と記載してください。

元請工事だけで、全体の完成工事高の7割を超えた場合には、下請工事等については、記載する必要はありません。

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額を記載してください。

ページごとの完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。

小計	11 件	41,350 千円	0 千円	うち 元請工事 41,350 千円	0 千円
合計	21 件	59,000 千円	0 千円	うち 元請工事 58,100 千円	0 千円

経費申請書の別紙一の数値と一致していますか？

業種ごとの全ての完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。（一つの業種で複数ページにわたる場合は最終ページにのみ記載してください。）

※上記⑤～⑪＝「軽微な工事」

(1) 元請工事の完成工事高の7割部分に係る

工事経歴書
とび・土工・コンクリート工事（税込・税抜）

*記載例3 工事経歴書記載例
(元請工事だけで軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場の所在地 （市町村、区、町、村、番地）	配置技術者 （主任技術者又は監理技術者の氏名）	請負代金の額 （うち、）	工 期
国土市	元請		小学校コンクリートブロック塀え付け工事	宮崎県宮崎市	小林		
中部不動産	"		マンション改築工事の内 足場仮設工事	"	西都 建七郎	4,000 千円	令和 年 2 月 令和 年 2 月
近畿（有）	"		アパート新築工事の内 くい出し工事	"	高鍋 建八郎	2,900 千円	令和 年 10 月 令和 年 11 月
中国				"	日向 建九郎	2,500 千円	令和 年 10 月 令和 年 12 月
					小林 建五郎	2,000 千円	令和 年 2 月 令和 年 2 月
					建七郎	1,900 千円	令和 年 10 月 令和 年 11 月
					建八郎	1,800 千円	令和 年 9 月 令和 年 9 月
					日向 建九郎	1,700 千円	令和 年 12 月 令和 年 3 月
関東					小林 建五郎	1,600 千円	令和 年 11 月 令和 年 2 月
北陸産業							令和 年 12 月 令和 年 12 月
S氏	"		S邸手すり 据え付け工事	宮崎県宮崎市	日向 建九郎		令和 年 3 月 令和 年 8 月
K氏	下請		県道側溝工事	"	日向 建九郎		令和 年 5 月 令和 年 5 月
Y氏	"		県道側溝工事	"	建五郎		令和 年 5 月 令和 年 5 月

該当するものに○をつけてください。
※課税事業者は「税込」で、免税事業者は「税抜」で作成してください。

元請工事で軽微な工事が10件に達したら、元請工事については、それ以上記載する必要はありませんが、記載した元請工事の合計額が、全ての完成工事高の7割を超えていなければ、さらに続けて残りの500万円以上の工事のみを、全ての完成工事高の7割に達するまで記載ください。
※残りの工事が全て500万円未満の軽微な工事である場合には、記載は終了して構いません。

①～⑪の合計28,700千円 <
全ての完成工事高65,000×7割=45,500千円

個人の氏名が特定されないよう、注文者「S」、工事名「S邸〇〇工事」等と記載してください。

軽微な工事について10件を超える部分は記載不要です。

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額を記載してください。

記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了です。

※上記②～⑪＝「軽微な工事」

ページごとの完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。

業種ごとの全ての完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。（一つの業種で複数ページにわたる場合は最終ページにのみ記載してください。）

経費申請書の別紙一の数値と一致していますか？

小計	13 件	39,000 千円	0 千円	うち 元請工事 28,700 千円	0 千円
合計	40 件	65,000 千円	0 千円	うち 元請工事 50,000 千円	0 千円

(1) 元請に係る完成工事7割部分に

(2) 下請完成工事に係る

工 事 経 歴 書

とび・土工・
コンクリート

(建設工事の種類)

工事 (税込・税抜)

* 記載例4 工事経歴書記載例
(元下合わせて、全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場の 所在地及び 市町村名	配置技術者 氏名	請負代金の額	工 期
国土市	元請		小学校コンクリートブロック据え付け 工事	宮崎県宮崎市	小林		1 月
① 東北木市	"		市道改修工事				令和 年 1 月
② S氏	"		S邸手すり据え付け工事				令和 年 3 月
③ 関東建設	下請		大淀川改修工事			6,800 千円	令和 年 6 月
④ 北陸産業	"		ビル新築工事の内 外構工事	"	小林 建五郎	6,100 千円	令和 年 3 月
⑤ 中郡不動産	"		マンション改築工事の内 足場仮設工事	"	西都 建七郎	4,000 千円	令和 年 10 月
⑥ 近畿(有)	"		アパート新築工事の内 くい打工事	"	高鍋 建八郎	2,900 千円	令和 年 12 月
⑦							
⑧							
⑨ 四国	"		一般道改良工事の内	"	小林 建五郎	1,850 千円	令和 年 3 月
⑩ 九州(株)	"		アパート入口コンクリート工事	宮崎県新富町	西都 建七郎	1,700 千円	令和 年 12 月
⑪ 山陰建設	"		足場仮設工事	宮崎県宮崎市	高鍋 建八郎	1,200 千円	令和 年 2 月
⑫ 東北産業	"			県宮崎市	日向 建九郎		令和 年 3 月
⑬ M氏	"			"	小林 建五郎		令和 年 3 月

(1) 元請工事に係る完成工事の7割部分

(2) (1)以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

該当するものに○をつけてください。

※課税事業者は「税抜」で、免税事業者は「税込」で作成してください。

個人の氏名が特定されないよう、注文者「S」、工事名「S邸〇〇工事」等と記載してください。

元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載です。

元請・下請合わせて、軽微な工事が10件に達したら、それ以上記載する必要はありません。

②・③+⑥~⑬の件数≤10件

軽微な工事が10件に達したら記載終了です。

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額を記載してください。

※上記②、③、⑥~⑬＝「軽微な工事」

ページごとの完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。

業種ごとの全ての完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。(一つの業種で複数ページにわたる場合は最終ページにのみ記載してください。)

経費申請書の別紙一の数値と一致していますか？

小計	13	45,000 千円	0	千円	うち 元請工事	18,000 千円	0	千円
合計	47	80,000 千円	0	千円	うち 元請工事	25,000 千円	0	千円

手 数 料 証 紙 貼 り 付 け 書

証紙は左上の欄から右に順に貼り付けてください。

証紙金額・管内名（管轄土木事務所名・西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁）・許可番号・商号又は名称は、必ず、申請時にすべて記入してください。

証紙金額 円

管 内 名		商号又は 名 称	
許 可 番 号	第 号		

(経営規模等評価申請及び総合評定値通知手数料)

審査業種	手数料	審査業種	手数料	審査業種	手数料
1 業種	11,000 円	1 1 業種	36,000 円	2 1 業種	61,000 円
2 業種	13,500	1 2 業種	38,500	2 2 業種	63,500
3 業種	16,000	1 3 業種	41,000	2 3 業種	66,000
4 業種	18,500	1 4 業種	43,500	2 4 業種	68,500
5 業種	21,000	1 5 業種	46,000	2 5 業種	71,000
6 業種	23,500	1 6 業種	48,500	2 6 業種	73,500
7 業種	26,000	1 7 業種	51,000	2 7 業種	76,000
8 業種	28,500	1 8 業種	53,500	2 8 業種	78,500
9 業種	31,000	1 9 業種	56,000	2 9 業種	81,000
1 0 業種	33,500	2 0 業種	58,500		

※経営規模等評価のみを申請する場合は、上記手数料から＜400円＋1業種につき200円＞を控除すること。

面接当日に提出・提示する書類一覧表＜チェック表＞

提出する書類			チェック欄
1	経営状況分析結果通知書(原本1部)	全業者必要	
提示する書類			チェック欄
2	○技術職員数確認書類	全業者必要	
	※ 別紙二「技術職員名簿」、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」及び様式第5号「技能者名簿」に記載した者の分が必要		
	(社会保険強制適用事業所) ①社会保険の標準報酬決定通知書(面接時で最新のものと)、②アイのいずれか(①と②の両方必要) ア)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、イ)雇用証明書の写し ※被保険者以外は評価対象外(個人事業者の代表者を除く) ※2ヶ所以上で勤務している者については、①社会保険の標準報酬決定通知書(左下の事業所名称が申請業者名のものと)、②上記アイウのいずれか(①と②の両方必要) ※後期高齢者(75歳以上)については、①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要) ※審査基準日後に退職した職員がいる場合は、社会保険の資格喪失確認通知書 (社会保険強制適用事業所以外) ①賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿のいずれかと、②出勤簿(①と②の両方必要)		
資格	※ 別紙二「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した者の分が必要		
	① 有資格者の場合 ・施工管理技士、建築士、電気工事士、技能士等の資格者証、登録基幹技能者講習修了証、能力評価(レベル判定)結果通知書の原本又は写し ※一級技術者で監理技術者証及び同講習修了証保有の場合 →①監理技術者証と、②講習修了証の原本又は写し(①と②の両方必要) ※審査基準日(決算日)時点で有効なもの ② 実務経験者(指定学科卒業)の場合 ・卒業証明書		
3	○雇用保険確認書類(次の①②のいずれか)(R8.7.1改正以前の申請のみ)	該当業者は必要	
	① 労働保険料完納証明書(納入証明書) ※審査基準日(決算日)を含む期(年度)分 ② 労働保険概算・確定保険申告書の控え(事務組合等を利用している場合には納入通知書)と、保険料領収書の両方 ※審査基準日(決算日)を含む年度のもの ※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。 ※二元適用事業所の申告書は、申告書左上の労働保険番号の所掌欄が「3」と記載されたもの		
4	○社会保険確認書類(次の①②のいずれか)(R8.7.1改正以前の申請のみ)	該当業者は必要	
	① 完納証明書(納入証明書) ② 決算年度(審査基準期間)の全ての納入告知書及び領収書(右側の領収済額通知書の記載の月が決算期のもの) ※領収書を紛失した場合には、必ず納入証明書を持参すること。		
5	○建退共確認書類(次の①②の両方)	該当業者は必要	
	① 加入・履行証明書(審査基準期間のもの) ② 建設業退職金手帳(面接日時点で有効な全員分)		
6	○退職一時金制度・企業年金制度確認書類(次の①～⑦のいずれか)	該当業者は必要	
	① 中小企業退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エまたはオ、の両方) ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)領収証(ハガキ)、オ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し		
	② 特定退職金共済制度の場合(アイウのいずれかと、エ、の両方※アに未入がない旨の記載がある場合はエは不要) ア)加入証明書、イ)加入者証、ウ)加入者名簿、エ)引き落としが確認できる通帳若しくはその写し、又は納入証明書		
	③ 労働協約や就業規則に退職一時金制度の定めがある場合(アイ両方必要) ア)就業規則・退職金規程(改訂後最新版のものに限る)、イ)退職金の原資が確認できる書類 ※アは、労働基準監督署への届出義務がある事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。		
	④ 厚生年金基金の場合(ア、イ、ウのいずれか) ア)加入証明書、イ)標準報酬月額決定通知書と領収書、ウ)完納証明書		
	⑤ 適格退職年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか) ア)適格退職年金契約書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し		
	⑥ 確定拠出年金の場合(ア+イ、またはア+ウ、のいずれか) ア)確定拠出年金加入証明書、イ)領収書、ウ)引落としが確認できる通帳若しくはその写し		
企業年金制度	⑦ 確定給付型企業年金の場合(ア+ウ、またはイ+ウ、のいずれか) ア)確定給付型企業年金基金加入者証明書 イ)加入者証書又は保険証券等(資産管理運用機関と締結した契約書) ウ)領収書又は引落としが確認できる通帳若しくはその写し		

7	○法定外労災確認書類(次の①②のいずれかと、③の両方)		該当業者は必要
	① 保険証券(保険期間が審査基準日を跨ぐもので、下記の3条件が明記されているものに限る) ・通勤災害を補償の対象に含むこと ・後遺障害の1級～7級以上を補償の対象としていること ・下請負人を補償の対象としていること ※保険証券に上記の3条件が明記されていない場合は、各保険会社から付保証明(②加入証明書)を発行してもらうこと。		
	② 加入証明書 (各保険会社の支店長以上の者が証明者で、審査基準日を跨ぎ、上記3条件が記載されているものに限る)		
○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の確認書類		該当業者は必要	
8	技術者	① 別紙二「技術職員名簿」又は様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の原本 (審査基準日前1年間の取得状況) (申請書提出時) ※申請書に上記①の写しを添付してください。	
	技能者	① 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価(レベル判定)結果通知書の原本 (審査基準日以前3年間に受けたもの) ② 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価(レベル判定)結果通知書の原本 (審査基準日の3年前の日以前に受けたもの) ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は不要 ③ 様式第5号「技能者名簿」に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の原本 ※施工体制台帳の作成義務がない建設工事にのみ従事した場合は不要 (申請書提出時) ※申請書に上記①～③の写しを添付してください。	
○ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況確認書類		該当業者は必要	
9	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定通知書 ※いずれか1点を提出(審査基準日において認定されていること) ・えるぼし認定(1段階目) ・えるぼし認定(2段階目) ・えるぼし認定(3段階目) ・プラチナえるぼし認定		
	②次世代育成支援対策推進法に基づく認定通知書 ※いずれか1点を提出(審査基準日において認定されていること) ・くるみん認定 ・トライくるみん認定 ・プラチナくるみん認定		
	③青少年の雇用に関する法律に基づく認定通知書 ・ユースエール認定(審査基準日において認定されていること)		
○建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度確認書類(R8.7.1改正以降の申請のみ)		該当業者は必要	
10	・自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(審査基準日において宣言の有効期間内であること)		
○防災協定確認書類(次のいずれか)		該当業者は必要	
11	① 国、地方公共団体、特殊法人等と、直接防災協定を締結している場合 ・国、地方公共団体、特殊法人等と直接締結している「防災協定書」の写し		
	② 所属する一般社団法人等の団体が、国、地方公共団体、特殊法人等と防災協定を締結している場合(下記両方必要) ・国、地方公共団体、特殊法人等と、所属する団体が締結している「防災協定書」の写し ・所属する団体の長が発行した、災害応急活動に従事する旨が記載された「証明書」(審査基準日(決算日)時点での証明)		
○建設業の経理の状況確認書類		該当業者は必要	
12	常勤性	2 ○技術職員数確認書類の常勤性確認書類と同じ	
	資格	① 会計監査人を設置している場合(両方必要) ・商業登記簿謄本の写し ・有価証券報告書又は監査報告書(無限定適正意見又は限定付適正意見を表明のもの)の写し ② 会計参与を設置している場合(両方必要) ・会計参与報告書(原本の写しの提出が必要) ・商業登記簿謄本の写し ③ 公認会計士、税理士を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要) ア)様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名が必要) イ)公認会計士、税理士の資格者証又はその写し ウ)公認会計士は公認会計士法第28条の規定による研修、税理士は所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類 ※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要 ・資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から1年を経過しない者	

	④ 1級建設業経理士検定試験合格者を常勤職員として雇用している場合(ア+イ+ウ必要) ア)様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類(別添書類含む)」の原本の提出が必要(自筆の署名が必要) イ)1級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し ウ)登録経理講習の受講を証する書類 ※ ただし、ウ)については、以下に該当する場合は不要 ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者 ⑤ 2級建設業経理士検定試験に合格した者を常勤の職員として雇用している場合(ア+イ必要) ア)2級建設業経理士検定試験の合格証又はその写し イ)登録経理講習の受講を証する書類 ※ ただし、イ)については、以下に該当する場合は不要 ・登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者	
	○建設機械の保有状況の確認書類(①②のいずれかと、③及び④の面方)	該当業者は必要
13	① 建設機械を自己で保有している場合(次のいずれか) ※メーカー名、型式、製造番号等が確認できるものに限る。 ・売買契約書(または販売元が証明する「販売証明書」、譲渡元が発行する「譲渡証明書」) ・償却資産台帳(型式や製造番号等が申請書のものと一致していることが確認できる場合に限る) ② リース契約している場合 ・リース契約書 ③ 特定自主検査記録表(検査実施年月日が審査基準日直前1年間(不整地運搬車は審査基準日直前2年間)のもの)、 自動車検査証記録事項(ダンプ、アスファルト・フィニッシャの場合)、移動式クレーン検査証(移動式クレーンの場合)、 ④ 次の規格を満たしていることが確認できる資料(カタログ、写真等) ・ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ・ブルドーザー:自重が3トン以上のもの ・トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの ・モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの ・移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの ・ダンプ車:土砂の運搬が可能な全てのダンプ(車検証の車体の形状欄が、ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれかのもの) ・締固め用機械:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等 ・解体用機械:ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機 ・高所作業車:作業床の高さが2m以上のもの ・アスファルト・フィニッシャ:(車検証の車体の形状欄が、アスファルト・フィニッシャのもの) ・不整地運搬車	
14	○エコアクション21、ISOの取得状況の確認書類	該当業者は必要
	・エコアクション21、ISO登録証(審査基準日を含む期間のもの) ※業種や営業所の範囲等が別紙(付属書)に記載されている場合は付属書が必要	
15	○資本金借入金の確認書類(審査基準日がR7.3.31以後の申請のみ)	該当業者は必要
	・当該借入金の契約書の写し	
16	○完成工事高確認書類(次の①～③のすべて) ※前年度に経営事項審査を受けていない場合、別紙1において「2期平均」を選択した場合は2期分、「3年平均」を選択した場合は3期分、の以下の書類が必要です。 ① 工事経歴書に記載の契約書、注文書等(原本) ※相手方の記名押印があるものに限る。受付印のない請書は、入金が分かる通帳を提示してください。 ※円滑な面接審査の進行のため、事前に契約書等を工事経歴書の記載順に並べ替えたり、付箋を貼る等の整理をお願いします。 ② JV工事については①に加え、JV協定書 ③ 工事台帳、①の請負額の入金が確認できる通帳 ※①②で疑義が生じた場合に面接時に確認。	全業者必要
17	○資本金額等確認書類(いずれも審査基準日直近2期分)	全業者必要
	税務署に提出した確定申告決算書類(貸借対照表、損益計算書、青色申告決算書等)	
18	○消費税確認書類(次の①②の面方) ※審査基準年度が課税業者は全業者必要 ① 消費税の申告書の控え ※前期受審なし 又は 決算期変更の場合は、直近2期分 ② 消費税の納税証明書(その1) ※前期受審なし 又は 決算期変更の場合は、直近2期分 ※未納があっても必要	全業者必要
19	経営事項審査申請書(副本(会社控え))	全業者必要
20	建設業許可の申請書(副本(会社控え))	全業者必要
21	決算の変更届出書(副本(直近2期分))	全業者必要

業種別技術職員コード表 1/4

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

コード			建設業の種類																																
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 バ 該当（同号ロと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	監理技術者を補佐する資格を有する者（該当する業種について主任技術者となる資格を有し、1級技士補または監理技術者となる資格を有する者）		監理技術者を補佐する者として配置可能な2業種以内に限り4点づつ配点																																
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士		5	5				5	5								5																	
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																	
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		2	2				2	2								2																	
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																	
	113	1級土木施工管理技士		5	5			1※	5	5	5	1※		1※	5	5	1※	5	5		5	1※				1※		1※		5		1※	5		
	11H	1級土木施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※		1※	1※				1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	
	214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2			1〇	2	2	2	1〇		1〇	2	2	1〇	2	2			1〇	1〇			1〇		1〇		2		1〇	2
	21J	2級土木施工管理技士補								1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇		1〇	1〇			1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇
	215	2級土木施工管理技士								1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇		2	1〇			1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇
	21K	2級土木施工管理技士補								1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇		1〇	1〇			1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇
	216	2級土木施工管理技士								1〇	2	2	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇		1〇	1〇			1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇
	21L	2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇		1〇	1〇			1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇			
	120	1級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5		5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5		
	12C	1級建築施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※		
	221	種別	建	築	2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2		
	222		2級建築施工管理技士	2	1〇	2	2	1〇	1〇		2	2	2	2					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2		
	223		仕	上	2	2	1〇	1〇	2	2		2		1〇				2	2	2	2	2	1〇	2				2	1〇	1〇	1〇	1〇			
	22D	2級建築施工管理技士補				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
	127	1級電気工事施工管理技士									5														1※							1※			
	12E	1級電気工事施工管理技士補																							1※							1※			
	228	2級電気工事施工管理技士										2														1〇						1〇			
	22F	2級電気工事施工管理技士補																								1〇						1〇			
	129	1級管工事施工管理技士											5			1※	1※	1※							1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※			
	12G	1級管工事施工管理技士補														1※	1※	1※							1※	1※		1※	1※	1※	1※				
	230	2級管工事施工管理技士											2			1〇	1〇	1〇							1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			
	23A	2級管工事施工管理技士補														1〇	1〇	1〇							1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			
	131	1級電気通信工事施工管理技士																									5								
	13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																	
	232	2級電気通信工事施工管理技士																										2							
	23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																	
	133	1級造園施工管理技士						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※			1※	1※			1※		5	1※	1※	1※	1※				
	13D	1級造園施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※			1※	1※			1※		1※		1※	1※	1※				
	234	2級造園施工管理技士						1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇			1〇	1〇			1〇	1〇		2	1〇	1〇	1〇	1〇			
	23E	2級造園施工管理技士補						1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇			1〇	1〇			1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

業種別技術職員コード表 2/4

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

	コード		建設業の種類																			
			土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	鋪	し	板	力	塗
建築士法	137	1級建築士			5	5					5			5	5	5						
	238	2級建築士			2	2					2			2								2
	239	木造建築士				2																
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5					5	5		5						5	5			
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5					5	5		5			5	5		5	5			
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5					5	5												
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5										5
	145	機械・総合技術監理（機械）																				5
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5									5
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5									5
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5									5
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5					5	5								5				
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																				5
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5					5	5												5
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											5									
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5									5
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5									5
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2										
	256	第2種電気工事士 【3年】										1										
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】										1										
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 【5年】																				1
	235	工事担当者 【3年】																				1
水道法	265	給水装置工事主任技術者 【1年】										1										
消防法	168	甲種 消防設備士																				2
	169	乙種 消防設備士																				2
			土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	鋪	し	板	力	塗

業種別技術職員コード表 3/4

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

	コード		建設業の種類																																			
			土	構	建	大	工	と	法	石	屋	電	管	タ	機	防	錆	し	板	ガ	壁	防	内	機	絶	通	工	井	具	水	消	清	保					
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（1級）			2																																	
	271	建築大工（2級）			1																																	
	164	型枠施工（1級）			2		2	2																														
	264	型枠施工（2級）			1		1	1																														
	172	左官（1級）			2																																	
	272	左官（2級）			1																																	
	157	とび・とび工（1級）					2	2																													2	
	257	とび・とび工（2級）					1	1																													1	
	173	コンクリート圧送施工（1級）					2	2																														
	273	コンクリート圧送施工（2級）					1	1																														
	166	ウェルポイント施工（1級）					2	2																														
	266	ウェルポイント施工（2級）					1	1																														
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）										2																										
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）										1																										
	175	給排水衛生設備配管（1級）										2																										
	275	給排水衛生設備配管（2級）										1																										
	176	配管・配管工（1級）										2																										
	276	配管・配管工（2級）										1																										
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2								2																		
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1								1																		
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																									
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																									
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み											2																									
	278	築炉・築炉工（2級）											1																									
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工									2		2																									
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）									1		1																									
	180	石工・石材施工・石積み（1級）									2																											
	280	石工・石材施工・石積み（2級）									1																											
	181	鉄工・製罐（1級）												2	2																							
	281	鉄工・製罐（2級）													1	1																						
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）															2																					
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）																1																				
	183	工場板金（1級）																		2																		
	283	工場板金（2級）																			1																	
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）										2									2																	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）										1										1																
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																			2																	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																				1																
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）										2																										
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）										1																										
187	ガラス施工（1級）																				2																	
287	ガラス施工（2級）																					1																
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																					2																
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																						1															
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																						2															
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																							1														

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

業種別技術職員コード表 4/4

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

			建設業の種類																											
			土	建	大	左	造	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	鉄	力	塗	防	内	機	絶	通	電	井	水	消	解		
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																2												
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）【3年】																1												
	191	噴霧塗装（1級）																2												
	291	噴霧塗装（2級）【3年】																1												
	167	路面標示施工																2												
	192	畳製作・畳工（1級）																		2										
	292	畳製作・畳工（2級）【3年】																		1										
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																		2										
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）【3年】																		1										
	194	熱絶縁施工（1級）																			2									
	294	熱絶縁施工（2級）【3年】																			1									
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																								2				
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）【3年】																								1				
	196	造園（1級）																							2					
	296	造園（2級）【3年】																							1					
	197	防水施工（1級）																		2										
	297	防水施工（2級）【3年】																		1										
	198	さく井（1級）																								2				
	298	さく井（2級）【3年】																								1				
その他	061	地すべり防止工事【1年】					1	1																		1				
	040	基礎ぐい工事					2	2																						
	062	建築設備士【1年】								1	1																			
	063	計装【1年】								1	1																			
	060	解体工事																										2		
	064	基幹技能者	講習修了証記載の業種に応じて2業種以内に限り3点ずつ配点																											
	703	レベル3技能者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	704	レベル4技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コードに該当するものを除く）及び第3号該当	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																											

（備考）資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験

（備考）資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

- 表中の「建設業の種類」の列に記載されている数字(1、2、3、5)は、技術力評点(乙点)算出の基礎となる「技術職員数値」です。
- 資格区分の欄の右端の【 】内に記載されている年数は、資格取得後に必要な実務経験年数となります。**この資格を選択した場合は、実務経験が必要になるうえ、実務経験者名簿（経営事項審査用）＜別記様式2＞が必要になります。**（資格取得前の実務経験は、実務経験年数の対象となりません。）
- 職業能力開発促進法に基づく技能検定において、平成16年3月31日以前の2級合格者については、合格後1年以上の実務経験で足ります。
- 昭和48年改正後の鉄筋施工技能士については、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 解体業で土木施工管理技士(1級・2級:コード113, 214)、建築施工管理技士(1級・2級:コード120, 222)、建設・総合技術管理(技術士:コード141, 142)にて技術者資格を申請する際、平成27年度までに合格された方については、審査基準日時点で登録解体工事講習を受講されているか、実務経験者名簿にて解体工事の実務経験が1年以上の記載がある方が対象となります。
- コード「064」（基幹技能者）の種類や対象となる業種については、次ページを参照してください。
- コード「703」「704」の種類や対象となる業種については、P107を参照してください。

登録基幹技能者講習実施機関一覧

	登録基幹技能者の種類	加点対象となる建設業の種類	実施機関名
1	登録電気工事基幹技能者	電気工事、電気通信工事	(一社)日本電設工業協会
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物工事、とび土工工事	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録造園基幹技能者	造園工事	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび土工工事	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
5	登録防水基幹技能者	防水工事	(一社)全国防水工業協会
6	登録トンネル基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本トンネル専門工業協会
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装工事	(一社)日本塗装工業会
8	登録左官基幹技能者	左官工事	(一社)日本左官業組合連合会
9	登録機械土工基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本機械土工協会
10	登録海上起重基幹技能者	土木工事、しゅんせつ工事	(一社)日本海上起重技術協会
11	登録PC工事基幹技能者	土木工事、とび土工工事、鉄筋工事	(一社)プレストレスト・コンクリート工業協会
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事	(公社)全国鉄筋工業協会
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋工事	全国圧接業協同組合連合会
14	登録型枠基幹技能者	大工工事	(一社)日本型枠工業協会
15	登録配管基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工業協会 全国管工業協同組合連合会 (一社)日本配管工業団体連合会
16	登録窯・土工基幹技能者	とび土工工事	(一社)日本建設躯体工業団体連合会 (一社)日本窯工業連合会
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび土工工事	ダイヤモンド工業協同組合
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上工事	(一社)全国建設室内工業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具工事	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会 (一社)日本サッシ協会
20	登録エクステリア基幹技能者	タイルれんがブロック工事、とび土工工事、石工事	(公社)日本エクステリア建設業協会
21	登録建築板金基幹技能者	板金工事、屋根工事	(一社)日本建築板金協会
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装工事、左官工事、防水工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
23	登録ダクト基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび土工工事	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	土木工事、とび土工工事、ほ装工事、造園工事	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工工事	(一社)全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイルれんがブロック工事	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび土工工事、塗装工事	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事	消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	大工工事	(一社)全国中小建築工業事業団体連合会 (一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
34	登録ALC基幹技能者	タイルれんがブロック工事	(一社)ALC協会
35	登録土工基幹技能者	土木工事、とび土工工事	(一社)日本機械土工協会
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁工事業	(一社)日本ウレタン断熱協会
37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)日本発破・破砕協会
38	登録建築測量基幹技能者	大工工事業	(一社)全国建築測量協会
39	登録解体基幹技能者	解体工事業	(公社)全国解体工業事業団体連合会
40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国圧入協会
41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工工事業、電気工事業	(一社)送電線建設技術研究会
42	登録さく井基幹技能者	さく井工事業	(一社)全国さく井協会
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)日本建設あと施工アンカー協会
44	登録計装基幹技能者	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業	(一社)日本計装工業会
45	登録土質改良基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国建設発生土リサイクル協会
46	登録都市トンネル基幹技能者	とび・土工工事業	(公社)日本推進技術協会
47	登録潜函基幹技能者	とび・土工工事業	日本圧気技術協会
48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工工事業	(一社)全国特定法面保護協会
49	登録斜面防災基幹技能者	とび・土工工事業、さく井工事業	(一社)斜面防災対策技術協会
50	登録石材施工基幹技能者	石工事業	全国建築石材工業会

※講習については、各登録基幹技能者講習実施機関へお問い合わせください。

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業一覧

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
P C 技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工